

阿南市公共下水道(春日野処理区)の 下水道使用料・受益者負担金について

目 次

1. これまでの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3
2. 春日野処理区の概要・・・・・・・・・・・・P. 6
3. 事業スケジュール・・・・・・・・・・・・P. 10
4. 事業費について ・・・・・・・・・・・・P. 11
5. 下水道使用料について ・・・・・・・・P. 12
6. 受益者負担金について ・・・・・・・・P. 15

1. これまでの経緯

(1) はじめに

春日野団地（県営・町営及び分譲住宅地）は、昭和45年度に徳島県土木部及び旧羽ノ浦町にて水田地帯を造成し、宅地開発が行われました。

宅地開発に合わせて、地区内で発生する汚水进行处理する施設として、「春日野住宅団地小規模下水処理施設」（以下、「春日野地域下水道」と示す。）が、昭和46年度に供用開始しております。

春日野地域下水道は、令和4年度末で供用開始後52年が経過しており、建物・管路および機械の老朽化が進行している状態であり、今後、春日野地域下水道の改築等が必要な状況です。



写真 春日野処理施設の現況写真

(2) 春日野地域下水道の改築等について

本市では、春日野地域下水道の改築等について、市の財政負担や、施設利用者の料金負担を少なくするため、国の補助金を活用した方法を平成26、27年度に庁内検討委員会において議論し、春日野地域下水道は公共下水道事業（本市の打樋川処理区と同じ）として改築事業を実施する方針としています。

(3) 公共下水道事業への位置付けについて

公共下水道事業への位置付けを行うため、阿南市污水適正処理構想（平成28年3月策定）において、コミュニティプラント事業から公共下水道事業へ変更する見直しを行いました。

また、春日野地域下水道については、施設が市街化区域内にあることから、都市計画への位置付けが必要であり、令和3年3月に徳島東部都市計画下水道阿南市公共下水道に春日野処理区を追加する決定を行いました。

(4) 公共下水道の供用開始

令和6年度からの公共下水道の供用開始に向け、今後は、「阿南市公共下水道全体計画（春日野処理区）」に基づき、事業計画を策定し、徳島東部都市計画下水道阿南市公共下水道（春日野処理区）の都市計画法における事業認可を受ける予定です。

なお、春日野地域下水道については、令和6年4月1日をもって廃止し、同日に公共下水道（春日野処理区）の供用を開始する予定です。

2. 春日野処理区の概要

表1 春日野処理区の概要

			春日野処理区	
			全体計画	事業計画（案）
1	目標年次		令和17年度	令和11年度
2	計画区域		33.2ha	29.4ha
3	敷地面積		約4,500㎡	同左
4	計画人口			
	行政人口		61,101人	63,840人
	処理人口		2,390人	2,210人
5	名称		春日野浄化センター	同左
	計画汚水量		1,500㎥/日	同左
	処理方法	水処理	長時間エアレーション法	同左
		汚泥処理	濃縮→場外搬出	同左
	放流先		立江川	同左

表2 阿南市污水適正処理構想図

阿南市污水適正処理構想図

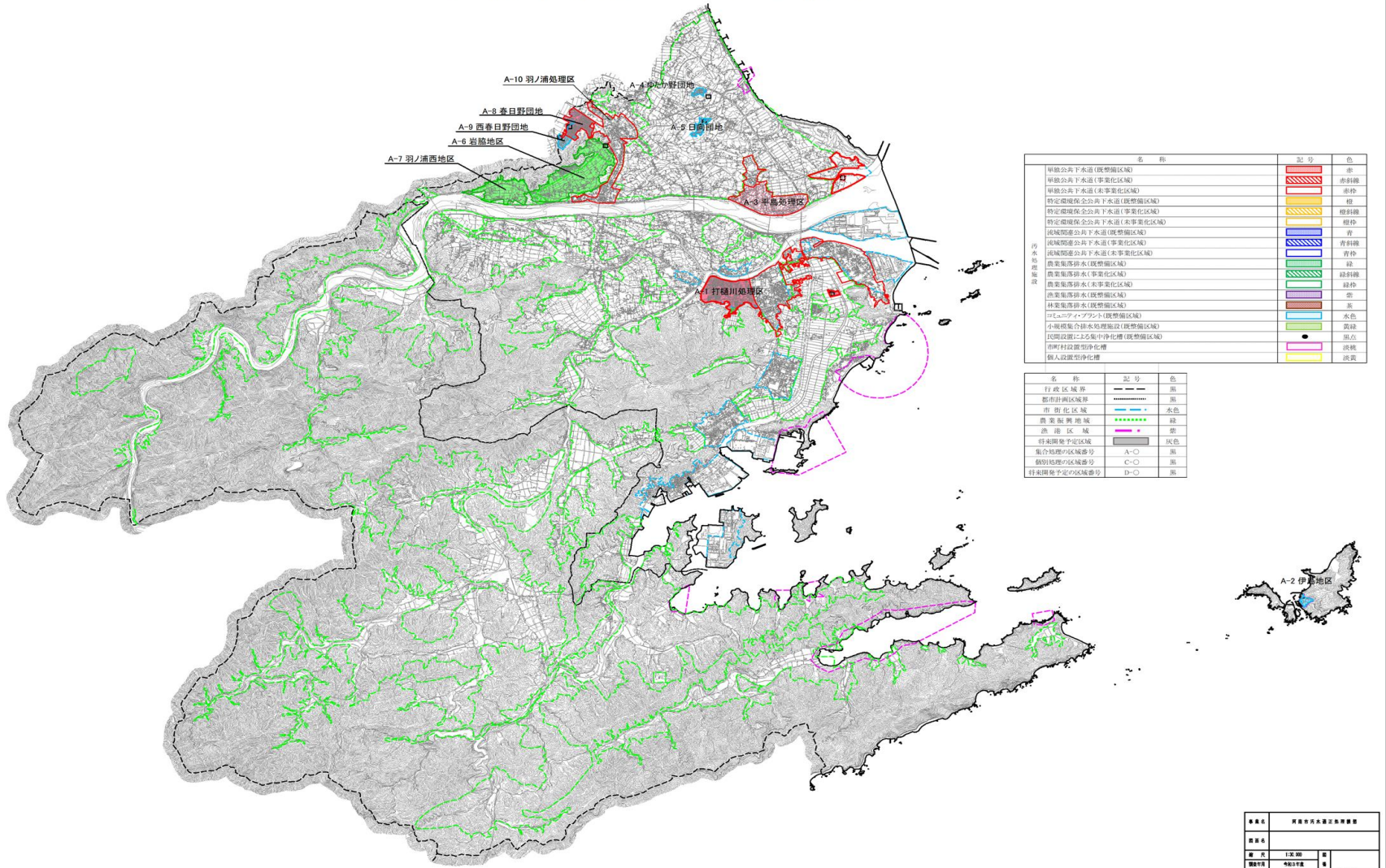


表3 春日野処理区の事業概要

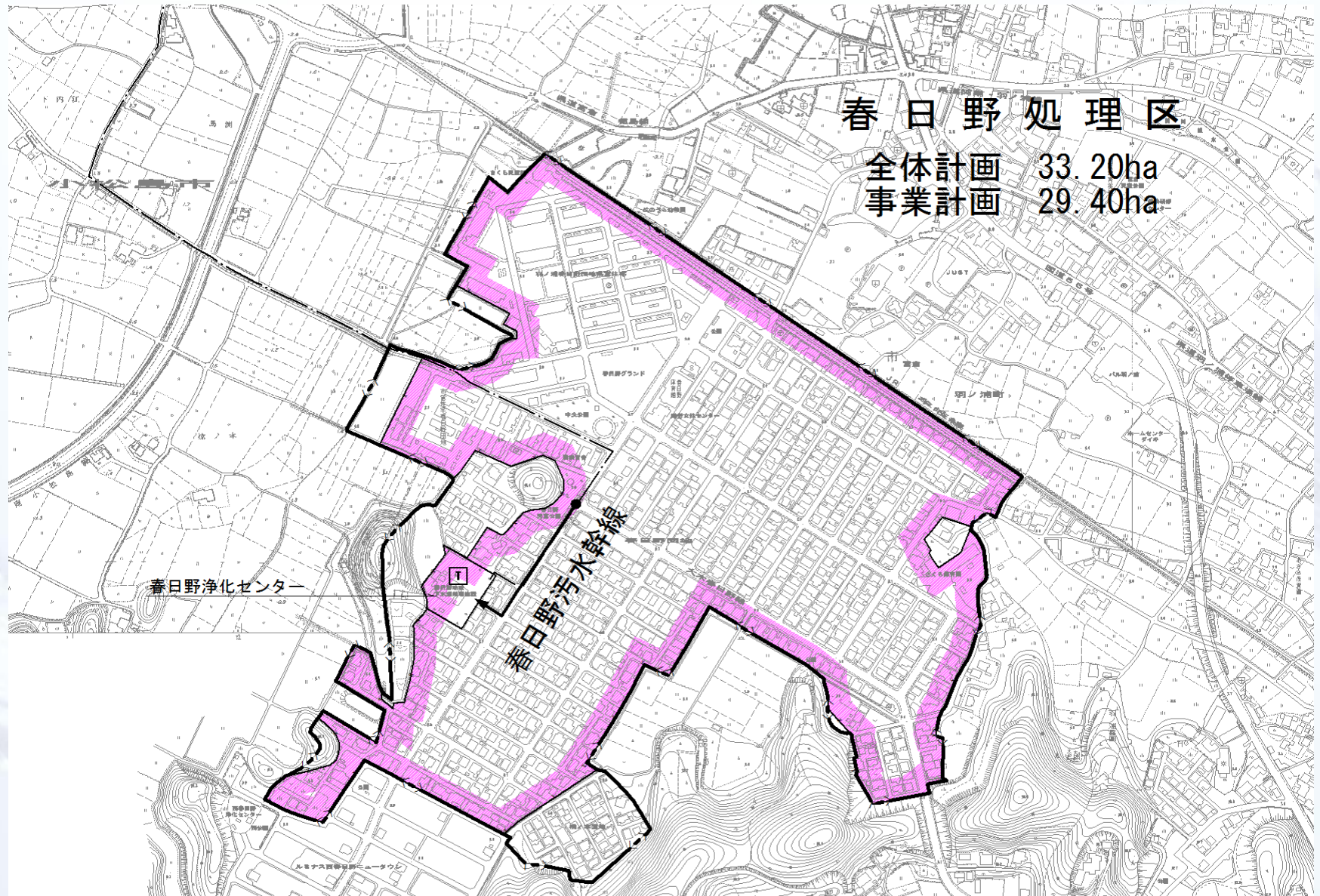
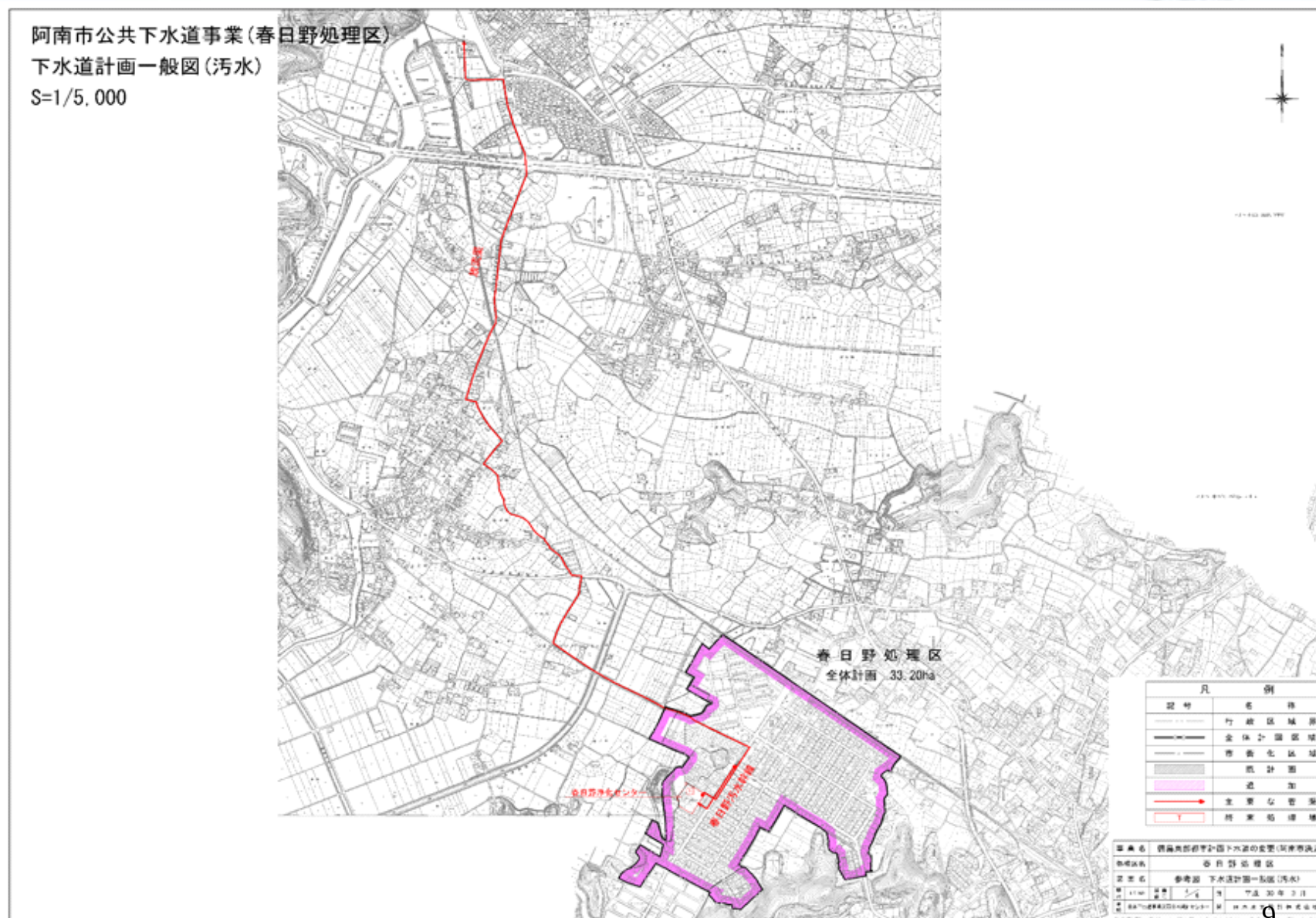


表4 春日野処理区 下水道計画一般図



3. 事業スケジュール

春日野処理区の全体計画期間（平成30年度から令和22年度）における事業スケジュールについて、次のとおり予定しています。

表5 事業全体スケジュール

事業項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	備 考
全体計画策定方針の検討																								※春日野地区の概略改革方針及び事業スケジュールの検討を行う。
都市計画決定(令和2年度)																								※都市計画決定の変更を行う。
公営企業会計移行																								
事業計画																								※全体計画の結果を踏まえて、事業計画の策定を行う。(5～7年程度を目標に行う)
耐震診断 (処理場)																								※処理場における耐震診断を行う。
ストックマネジメント計画 (処理場・管渠)																								※処理場及び排水管路におけるストックマネジメント計画の策定を行う。
事業計画変更																								※ストックマネジメント計画の策定結果に基づき事業計画の変更を行う。
処理場改築基本・詳細設計																								R10: 基本設計、調査 R11: 詳細設計、既設撤去設計
処理場改築工事																								
管渠改築詳細設計																								
管渠改築工事																								
事業計画変更 (未整備区域の編入)																								
新設管渠詳細設計 (未整備区域)																								
管渠新設工事 (未整備区域)																								

4. 事業費について

春日野処理区の全体計画期間（令和6年度から令和22年度）における項目ごとの事業費については、次のとおり推計しています。

表6 事業費

（単位：千円）

区 分	国	地方債	一般会計繰入	使用料	計
維持管理費	0	0	1,436,500	450,500	1,887,000
償還元利金	0	0	938,974	0	938,974
経常経費 計	0	0	2,375,474	450,500	2,825,974
耐震診断	15,000		15,000	0	30,000
ストマネ計画	27,500	0	27,500	0	55,000
事業計画変更	21,500	0	21,500	0	43,000
基本設計	9,600	9,600	0	0	19,200
実施設計	22,500	22,500	0	0	45,000
処理場改築・撤去	635,000	635,000	0	0	1,270,000
管渠工事	270,000	270,000	0	0	540,000
建設改良費 計	1,001,100	937,100	64,000	0	2,002,200

※維持管理費及び使用料は、R6当初予算要求額に17（年）を乗じた額としている。雑入等は少額のため見込んでいない。

※元利償還金は、地方債の合計に利率（0.2％）を乗じた額としている。

※元利償還金の財源とする一般会計繰入金は、普通交付税措置分（28％）262,912千円を含む。

※耐震診断、ストマネ計画、事業計画変更、基本設計、実施設計に係る事業費は、事業計画（案）から引用した事業費を用いている。

※処理場改築・撤去、管渠工事は、平成28年度に実施した全体計画策定のための計画設計業務報告書にある事業費を用いている。

※国費（交付金）の補助率は、基本的に1/2として試算している。（5.5/10）の場合もある。

※設計及び工事に係る事業費の財源は、国費と地方債（100％充当）としている。

※基金残金は、将来における大規模修繕の財源とする予定である。

5. 下水道使用料について

春日野地域下水道及び公共下水道における下水道使用料単価及び下水道使用料は次のとおりです。

表7 下水道使用料単価及び下水道使用料（税抜）

項目	使用料単価区分	使用料単価(円)	1月当り20m ³ を使用した時の使用料	春日野地域を1.0とした場合の割合
春日野地域下水道	10m ³ まで	800円	1,900円	1.0
	10m ³ を超え1m ³ 当たり	110円/m ³		
阿南市公共下水道 (打樋川処理区)	10m ³ まで	1,400円	2,900円	1.5
	10m ³ を超え20m ³ まで	150円/m ³		
	20m ³ を超え30m ³ まで	155円/m ³		
	30m ³ を超え1m ³ 当たり	160円/m ³		

※春日野地域下水道の使用料は、阿南市春日野地域下水道条例（平成18年阿南市条例第2号）第18条より

※阿南市公共下水道の使用料は、阿南市公共下水道条例（平成22年阿南市条例第1号）第19条より

【春日野処理区の取り扱い】

春日野地区の下水道料金については、概ね施設の維持管理費相当の費用を下水道使用料として負担して頂いており、昭和46年の供用開始から現在に至るまで、収益と費用の均衡が保たれ、市町村合併後の下水道使用料の余剰金として約1億円を保有しております。

市は、過去2回（平成30年及び令和2年）の住民説明会において、次のとおり説明しています。

（平成30年4月26日令和2年10月27日住民説明会資料より抜粋）

「春日野地区の下水道使用料については、現在は、概ね施設の維持管理費相当の費用を下水道使用料として負担して頂いていますが、今後は、ストックマネジメント計画により、既存処理施設の大規模な改修・改築の必要となった際には、その一部について、下水道使用料として負担していただく方針です。」

春日野処理区下水道使用料（案）

- ・ 市内下水道処理区の住民負担の公平性を図る観点から、将来的には現在の阿南市公共下水道（打樋川処理区）使用料算定を、市内同一に適用させる。
- ・ 当面の間は、現在のコミュニティ・プラント事業の使用料算定を適用し、使用料は据え置きとする。

◎下水道使用料の見直し時期

下水道使用料の見直し時期については、ストックマネジメント計画により、処理施設の改築方針が決定した際に、改めて使用料算定の見直しを行うこととしております。

6. 受益者負担金について

受益者負担金については、特定の事業により著しい利益を受ける者に対して、その受ける限度において、事業費の一部を負担させることができます。

阿南市公共下水道（打樋川処理区）においては、下水道整備区域内の土地所有者に対して、次のとおり受益者負担金を課しています。

表9 阿南市公共下水道（打樋川処理区）受益者負担金

項目	算定方法	受益者負担金
阿南市公共下水道（打樋川処理区）	公告された区域内面積 1 m ² 当たり	700円

※阿南市公共下水道の受益者負担金は、阿南市公共下水道事業受益者負担金条例（平成第 19 条阿南市条例第 3 号）第 4 条より

【春日野処理区の手り扱ひ】

現在の春日野地域下水道は、土地購入時にコミュニティ・プラント受益者負担金を納付している。

そのため、過去2回（平成30年及び令和2年）の住民説明会において、次のとおり説明しています。

（平成30年4月26日、令和2年10月27日住民説明会資料より抜粋）

「春日野地区においては、既に下水道を利用されている方については、当初の住居建設時に、受益者負担金の負担が済んでいるものとして、新たな費用負担はお願いしない方針です。

なお、当面の事業計画では既存処理区域を事業区域とするため、新たな事業計画区域へと編入され、下水処理施設への接続が可能となる際には、受益者負担金を負担していただく方針です。」

春日野処理区受益者負担金（案）

- ・下水道整備区域内（29.4ha）の土地所有者の方については、受益者負担金の納付済の区画とし、新たな受益者負担金を賦課しない。
- ・新たな事業計画区域を整備し、公共下水道の供用開始をする際には、阿南市公共下水道事業受益者負担金条例（平成19年阿南市条例第3号）に従い受益者負担金を賦課する。

◎受益者負担金の設定時期

春日野処理区の未整備地区の整備については、既存処理施設・管渠の改修・改築後に着手する予定であり、受益者負担金の徴収開始は、未整備地区の整備後、下水道に接続が可能となった年度に行う予定です。